



第36号 平成26年3月1日発行

6万市民の赤色灯

逗子市消防本部 〒249-0005 逗子市桜山2丁目3番 31号
Tel 046(871)4326(消防予防課) Fax 046(872)4330
E-mail yobou@city.zushi.kanagawa.jp

◇ 悪質な防災機器の訪問販売に注意！ ◇

消防職員や消防団員を装って消火器等の防災機器を訪問販売する事例が増えてきています。

あなたも狙われて
いるかも！



全国的に悪質な防災機器等の訪問販売が増えてきています。

逗子市も例外ではなく、紺色の作業服を着た2人組みが訪問し、「住宅用火災警報器の設置位置を見せてください」と家の中に入ってきた。との通報がありました。

金銭等の被害はなかったものの、次回の下見などの可能性もあります。

一般の家庭に消防職員や消防団員が消火器などの販売や点検に伺うことはありません。また、消防署や消防団から業者等に消火器などの販売や点検、薬剤の詰め替えを依頼することもあります。

少しでも変だなと思ったら、その場で販売には応じず、きっぱり断るなど、以下の事例や注意点を参考に十分に注意してください。

悪質な訪問販売等の事例

- (1) 「消防署の方から来ました。」
- (2) 「法律で消火器の設置が義務づけられました。」
- (3) 「消防署(消防団)から依頼を受けて町内会を回っています。」
- (4) 「この地域は申し合わせで消火器を置くことになっています。」



など、巧妙な手口により防災機器の販売、消火器の点検や薬剤の詰め替えを行い、時には脅迫な言動で高額な料金を請求するなどのトラブルが頻発していますので注意してください。

被害に合わないための注意点

- (1) 一般の家庭に消火器の設置義務や点検義務はありません。
- (2) 直ぐに販売に応じず家族に相談するなど、怪しいと思ったらきっぱり販売や点検を断る。
- (3) 契約書等の書類に押印や署名を絶対にしない。
- (4) 相手が脅迫的な言動に出たときは、警察に通報する。

不幸にも、防災機器等を契約してしまったら

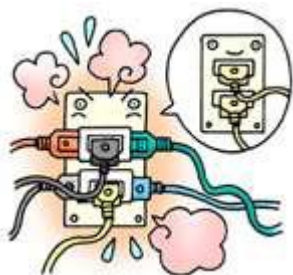
住宅用火災警報器は、クーリングオフの対象品です。

「訪問販売」は、法定書面（法定記載事項を記載した書面、契約書など）を受領した日から8日間（受領した日の翌日からではありません。）がクーリングオフ期間です。しかし、クーリングオフを行使する方法は電話などの「口頭」ではなく「書面」で行うことが法律に明記されています。



電気火災に注意！

平成26年になり、逗子市の火災は、1月の1ヶ月で4件も発生しています。
最近では、電気が原因と思われる火災も多く発生しています。
タコ足配線などせず定格電流の範囲内で使用しましょう。



トラッキング現象による火災

トラッキング現象とは、コンセントに差し込んだプラグのさし刃間に付着した綿ほり等が湿気を帯び、微小なスパークを繰り返し、やがてさし刃間に電気回路が形成され出火する現象を言います。

トラッキング現象による火災は、隠れた部分で発生することから、発見が遅れ思わぬ被害になる場合があります。



トラッキング現象による火災を防ぐためには、コンセントに差し込んだままのプラグ等にはほりなどが付いていないか、しっかりコンセントが差し込まれているか定期的に点検し、清掃するように心がけましょう。

